



社会保険労務士法人 作道事務所  
行政書士 作道事務所  
労働保険事務組合 栃木労働管理協会

TEL 0285-23-6172 FAX 0285-23-7279  
ホームページ <https://www.sabg.jp>  
E-mail [slm\\_info@sabg.co.jp](mailto:slm_info@sabg.co.jp)



**「多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全職場」**

全国安全週間は、7月1日から7日までの期間で実施され、今年度のスローガンは「多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全職場」です。この取り組みは、労働災害を減らすために産業界での自主的な活動を促進し、職場における安全意識を高めることを目的としています。近年のデータでは、死亡災害は減少傾向にあるものの、休業4日以上の死傷災害は平成21年以降増加しています。特に、高齢者を中心に転倒や腰痛、墜落・転落などが増加傾向にあります。この機会に労働災害防止の基本ルールを再確認し、昨年に引き続き労働災害の防止に取り組みしましょう。

**熱中症対策義務化のポイント**

気象庁の発表によると、2026年夏季の平均気温は全国的に平年より高くなる確率が高く、最高気温35度以上の「猛暑日」や、最高気温40度以上の「酷暑日」への警戒が求められています。特に身体が暑さに慣れていない時期からの早期対策は、企業のリスク低減において極めて重要なポイントです。

また、2025年6月の改正労働安全衛生規則の施行により、WBGT（暑さ指数）が一定の基準（28℃以上など）を超える環境下での業務に対して、以下の2項目の実施が義務付けられています。

**実施義務**

- (1) 「熱中症の自覚症状のある作業員」や「熱中症のおそれのある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び作業関係者への周知
- (2) 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう

- ① 作業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先、所在地の周知
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するための必要な措置の実施手順の作成及び作業関係者への周知

義務付けられた措置を講じない場合、罰則の対象となる可能性があるため、上記のいずれにも対応できているかを確認しておくことが大切です。



詳しくは当事務所までお問い合わせください。

**賞与の保険料計算について**  
(賞与届提出のため、支給後当事務所にご連絡下さい)

・賞与支払月の入社・退職者の保険料控除について・  
入社の場合 社会保険料、雇用保険料とも・・・控除する  
退職の場合 社会保険料（健康・介護・厚生年金）は、  
当月1日～末日の前日までの退職・・・控除しない 末日退職・・・控除する  
雇用保険料は・・・控除する



**高齢者・障害者雇用状況等報告書の提出**

毎年6月1日時点の高齢者・障害者の雇用状況をハローワークを通じ、厚生労働大臣に報告することが義務付けられています。報告された情報は、必要に応じて企業への助言・指導・調査を行うときの基本情報として活用されます。

高齢者雇用状況等報告書とは、毎年1回従業員31人以上の企業に報告義務があり、雇用している高齢者が0人の場合でも報告が必要です。

**報告内容**

- ・定年制の状況
- ・継続雇用制度の状況
- ・65歳を超えて働ける制度等の状況
- ・過去1年間の定年到達者等の適用状況  
(65歳まで働ける制度、65歳を超えて働ける制度など)

障害者雇用状況報告書とは、毎年1回障害者を雇用する義務のある「常時雇用する従業員（以下、常用雇用労働者）が40人以上の企業」に報告義務があり、障害をもつ従業員が0人の場合でも報告が必要です。

民間企業の障害者法定雇用率については、「2026年6月1日現在」の障害者雇用状況を報告するため、以下のようになります。

- ・法定雇用率：2.5%として計算
  - ・報告義務：常用雇用労働者数40人以上の企業
- 提出期限は2026年7月15日（水）です。**

高齢者雇用状況等報告書の提出を怠った場合の罰則は法令により定められていないものの、従業員31名以上の企業に報告義務があります。一方、障害者雇用状況報告書については、報告を怠ったり虚偽の報告をした場合30万円以下の罰金が科せられる可能性があります。

詳しくは当事務所までお問い合わせください。

